

広島市立中央図書館条例施行規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部を改正する。

記

1 改正の趣旨

広島市立中央図書館条例において、広島市立中央図書館における図書館資料を複写したものの交付に係る「用紙の規格は、教育委員会規則で定める。」と規定するために、所要の改正をしようとするものである。

2 改正内容

図書館資料を複写したものの交付に係る用紙の規格を、日本工業規格のA列3番、A列4番、B列4番又はB列5番と定める。

3 施行期日

平成26年4月1日

広島市教育委員会規則第 号

平成 26 年 3 月 日

広島市立中央図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 委員長

広島市立中央図書館条例施行規則の一部を改正する規則

広島市立中央図書館条例施行規則（昭和 49 年広島市教育委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

広島市立中央図書館条例施行規則

第 6 条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（用紙の規格）

第 6 条 条例別表備考の用紙の規格は、日本工業規格の A 列 3 番、A 列 4 番、B 列 4 番又は B 列 5 番とする。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

新旧対照表（広島市立中央図書館条例施行規則）

現 行	改 正
<p>第1条～第5条（略）</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>（委任規定）</p> <p>第6条（略）</p>	<p>第1条～第5条（現行に同じ。）</p> <p><u>（用紙の規格）</u></p> <p>第6条 条例別表備考の用紙の規格は、日本工業規格のA列3番、A列4番、B列4番又はB列5番とする。</p> <p>（委任規定）</p> <p>第7条（現行に同じ。）</p>